

FAX送信票

日付 09/11/18

送信枚数 1枚(本送信表含む)

---

**送信先:** 社団法人 日本インターナショナルフレイトフォワードーズ協会**輸出入木材こん包材担当 殿****FAX 03-3297-0354****発信元:** 農林水産省消費・安全局植物防疫課 岡田、平島**TEL 03-3502-8111(内線 4565) FAX 03-3502-3386**

---

**●件名 輸出用木材こん包材消毒実施要領の改正について**

---

お世話になっております。

日本から諸外国に向けた輸出用木材こん包材については、円滑な物流のため、諸外国の輸入条件を遵守し対応していただき、誠にありがとうございます。

国際貿易における木材こん包材については、我が国を含め多くの諸外国が、国際植物防疫条約に基づく国際基準としての「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」(ISPM No. 15。以下「国際基準No. 15」という。)を採用しており、日本においては、木材こん包材の消毒実施者及びこん包材生産者等が国際基準No. 15を満たすための手続等を示した要領「輸出用木材こん包材消毒実施要領」を策定し、対応しているところです。

本年4月、国際基準No. 15の改正が行われたことに伴い、国際基準No. 15に沿って「輸出用木材こん包材消毒実施要領」の改正作業を進めております。そこで、電子政府の総合窓口(パブリックコメント:下記参照)において、「輸出用木材こん包材消毒実施要領」改正案に関し、意見等の募集を行うこととなりましたので、参考までにお知らせします。

意見等がある場合は、同サイトにあります意見公募要領に従って、インターネット、郵送及び、FAXにて提出していただくこととなっておりますので、よろしく願います。

※電子政府の総合窓口>パブリックコメント(意見募集中案件一覧)

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

において、検索画面で以下を検索して下さい。

- ・意見募集中案件名:「輸出用木材こん包材消毒実施要領の一部改正についての意見・情報の募集」
  - ・案の公示日:11月12日
  - ・案件番号:550001121
  - ・意見・情報受付締め切り日:12月11日
- にて登録。